

検討対象事務評価シート

法令に基づく事務

21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務											
(1) 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の任免等に係る事務を行う。	区							△	○県費負担教職員の任免、給与の決定、退職及び懲戒に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。より地域に根ざした意識を持った教職員の確保が図られるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた特色ある学校教育を推進することが期待できる。なお、特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。	区
		都	○	○						○本来、義務教育については、その実施主体として、自主的・主体的な教育活動を促進するため、区市町村が責任を負うべきであり、教職員の人事権の行使と給与の負担についても、区市町村が行うべきである。したがって、県費負担教職員の任免、給与決定等の事務は、全ての区市町村に対して、給与の負担と併せて移管すべきである。 ○ただし、区市町村に人事権を移管することによって、義務教育の実施主体として権限と責任を担うことが困難となる区市町村を発生させないために、人事権の移管にあたっては、採用や異動、昇任等について、区市町村相互の間における広域的な調整が不可欠であり、その仕組みを整備する必要がある。そのため、区市町村に対する県費教職員の人事権等の移管については、特別区だけでなく市町村も含めた、全区市町村で検討することが課題となる。 ○したがって、県費負担教職員の人事権については、給与負担とともに、すべての区市町村に対して、移管する方向で検討すべきであるが、その検討にあたっては、全区市町村にも関わるため、都区の事務配分の見直しという枠組みだけでは、解決が困難であるという課題がある。 ○なお、事務職員の任命権の移譲については、区市町村との調整を行った上で、先行的に、国へ法改正を要求している。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 21 中区分 1 小区分 (1)

事業名		県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本来、義務教育については、その実施主体として、自主的・主体的な教育活動を促進するため、区市町村が責任を負うべきであり、教職員の人事権の行使と給与の負担についても、区市町村が行うべきである。したがって、県費負担教職員の任免、給与決定等の事務は、全ての区市町村に対して、給与の負担と併せて移管すべきである。</p> <p>○ただし、区市町村に人事権を移管することによって、義務教育の実施主体として権限と責任を担うことが困難となる区市町村を発生させないために、人事権の移管にあたっては、採用や異動、昇任等について、区市町村相互の間における広域的な調整が不可欠であり、その仕組みを整備する必要がある。そのため、区市町村に対する県費教職員の人事権等の移管については、特別区だけでなく市町村も含めた、全区市町村で検討することが課題となる。</p> <p>○したがって、県費負担教職員の人事権については、給与負担とともに、全ての区市町村に対して、移管する方向で検討すべきであるが、その検討にあたっては、全区市町村にも関わるため、都区の事務配分の見直しという枠組みだけでは、解決が困難であるという課題がある。</p> <p>○なお、事務職員の任命権の移譲については、区市町村との調整を行った上で、先行的に、国へ法改正を要求している。</p>
担当		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○したがって、県費負担教職員の人事権については、給与負担とともに、全ての区市町村に対して、移管する方向で検討すべきであるが、その検討にあたっては、全区市町村にも関わるため、都区の事務配分の見直しという枠組みだけでは、解決が困難であるという課題がある。</p>	
	チェック	理由 県費負担教職員の任免等の人事権は、すべての区市町村に対し給与の負担と併せて、移管すべきである。すべての区市町村に対して、人事権と給与の負担を移管するに当たっては、区市町村間の不均衡を生じさせないための広域的な調整を図る仕組みを整備する必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 すべての区市町村に人事権を移管し、区市町村間の不均衡を生じさせないための広域的な調整の仕組みを整備しなければ、都全体の義務教育の一定の水準を確保することができなくなる。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する。なお、任命権とは、任用、免職、休職、復職、懲戒、給与の決定等身分上の事項一切を含む。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
			総合評価	
			都 ○ 区 保	

検討対象事務評価個票

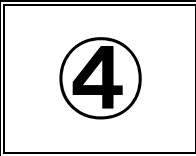
〔区〕

④

大区分 21 中区分 1 小区分 (1)

事業名	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、より地域に根ざした意識を持った教職員の確保が図られるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○区市町村立学校の教職員に係る人事権をあえて都道府県の事務としているものであることから、特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。なお、地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から中核市へ先行して権限移譲を行うべき事務として整理されている。また、東京都教育委員会は、教職員の人事権移譲に関して、「県費教職員の人事権については、中核市のみの移譲ではなく、全ての区市町村に対して、給与の負担と併せて移譲すべきである。」と文部科学省へ回答している。(平成18年6月)</p> <p>○区市町村間で教職員の人材確保に格差が生じる懸念が指摘されており、一定の広域的対応を考慮する必要がある。</p> <p>○区が担うことにより、より地域に根ざした意識を持った教職員の確保が図られ、長期的視点に立って地域の実情に応じた特色ある学校教育を推進することが期待できる。</p>						
担当局	教育庁								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	△	区市町村立学校の教職員に係る人事権をあえて都道府県の事務としているものであることから、特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">都</td> <td style="text-align: center; padding: 10px;">④</td> <td style="text-align: center; padding: 10px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

検討対象事務の内容



大区分 21 中区分 1 小区分 (1)

事業名	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務
担当	教育庁
事務の内容	(事務の概要) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)に基づき、県費負担教職員の任免等に係る事務を行う。
	(主な事務内容) ・県費負担教職員の任免及び転任に関する事務(法第38条) ・県費負担教職員の給与、勤務時間その他勤務条件の決定(法第42条)
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無 中央教育審議会の答申(平成17年10月26日)において、県費負担教職員人事権の市町村への移譲が提言されている。
容	(その他) 標記事務は、原則として都道府県教育委員会の権限に属する事務であるが、法第58条の規定に基づき、指定都市の県費負担教職員の任免、給与の決定、退職及び懲戒に関する事務は、当該指定都市の教育委員会が行っている。 中央教育審議会の答申(平成19年3月10日)においては、「人事権全体の移譲については、小規模市町村の教育行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担のあり方などとともに、引き続き検討していく。」としている。

(都における事務処理の状況)

【対象人数】

	教育職員	行政系職員	計
区立小学校	18,365	1,262	19,627
区立中学校	8,633	619	9,252
区立中等教育学校	50	1	51
区立特別支援学校	148	10	158
計	27,196	1,892	29,088

(平成19年度公立学校統計調査より)

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2 県費負担教職員の研修などに関する事務											
(1) 県費負担教職員の研修などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の研修を行う。	区								<p>○県費負担教職員の研修に関する事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。特別区が現在行っている教職員研修と合わせて、一体的・体系的に実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○					<p>○教職員の区市町村や学校への帰属意識を高めるためには、採用から異動・昇任、分限・懲戒、研修等、あらゆる機会を通じて区市町村の教育方針や地域特性を理解した教職員を育成していく必要があることから、教職員の任免権（④-21-1）の移管を前提として、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○なお、教職員の任免権が移管されない間は、都内全域の教育水準の確保、教育の機会均等の確保、効率性の確保等の観点から、引き続き都が担う必要がある。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 21 中区分 2 小区分 (1)

事業名		県費負担教職員の研修などに関する事務		＜ 考え方 ＞
担当		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>	理由	本来、教員の任免権の移管とともに、教員研修も移管すべきである。しかしながら、教員は、広域的な人事異動が必要であること、また、行政職員も、都の他の部門に異動することが考えられることから、委譲後においても都と区で連携して実施する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>	理由	教員に対する研修は、児童・生徒の教育の機会均等の確保の観点から、どこの区市町村の教員であろうと、一定水準の資質・能力を身に付けることが求められている。区に移管した場合、教員としての専門性の向上など、効果的・効率的な研修の企画・実施に差が生じることが予想される。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	<input type="radio"/>	理由	様々な教育課題や教科等に関する教員の専門性を高めるための講座の設定、情報収集、優れた講師の招へいなどの視点から、区単位のみでは効果的な研修を実施することが困難である。また、現行の行政職員に対する研修は、将来、都の他の部門に異動することを前提に、職員として共通に求められる能力開発を行うものであり、区のみで実施することは困難である。
	(4) 事業規模や施設の規模などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック		理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 <input checked="" type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 保 <input type="radio"/>

検討対象事務評価個票

〔区〕

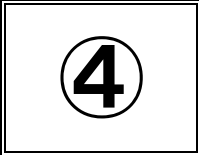
④

大区分 21 中区分 2 小区分 (1)

事業名	県費負担教職員の研修などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○県費負担教職員の研修に関する事務であり、指定都市、中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に特別区は、事務処理特例により、初任者研修、十年経験者研修、主幹研修、新規採用教員研修、新任教務主任研修を行っており、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はない。教職員研修を一体的・体系的に実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、法45条の規定による区としての研修の実施権限や事務処理特例による移譲も含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局	教育庁		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 21 中区分 2 小区分 (1)

	<p>事業名 県費負担教職員の研修などに関する事務</p> <p>担当 教育庁</p>	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、県費負担教職員の研修を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>【19年度研修実施計画(主なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科等に関する専門的な研修 <ul style="list-style-type: none"> * 教科等研修 <ul style="list-style-type: none"> ・情報教育研修 ・ITCスキルアッププログラム研修 ・インテル教員研修プログラム研修 ○ 都の全域において共通する教育課題に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> * 教育課題研修 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター養成研修 ・「食育」推進者養成研修 ・「日本の伝統・文化理解教育」推進者養成研修 ○ 教育管理職及び同候補者に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> * 公立学校長候補者研修 * 教育管理職候補者研修(A・B・C) ○ 事務職員、学校栄養職員に対する研修 <ul style="list-style-type: none"> * 現任研修 * 監督者研修 * 課題研修
	<p>(主な事務内容)</p> <p>県費負担教職員に対する研修を行う(法第45条)。</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき、区は下記の研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修 ・ 十年経験者研修 ・ 主幹研修 ・ 新規採用教員研修 ・ 新任教務主任研修 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
<p>容 (その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修の実施権限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の規定にかかわらず、区教育委員会も行うことができる。(法第45条) ・ 指定都市及び中核市は、研修の実施権限が法定化されている。(法第58条、第59条) 		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

32 特定周辺整備地区の指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 特定周辺整備地区の指定などに関する事務											
(1) 特定周辺整備地区の指定などに関する事務	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、特定整備地区の指定及び施設整備方針の策定等を行う。	区						△		<p>○特定施設（2つ以上の産業廃棄物処理施設が一体的に設置される施設）の整備に関連して、特定周辺整備地区の指定等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都	○	○						<p>○当該事務は、特定施設（産業廃棄物の処理を適正かつ効率的に行うために設置させる一群の施設）の整備に関連して、周辺の公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区の指定及び整備方針の策定などを行うものである。</p> <p>○産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項を定める廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物処理施設の許可を行うなどの産業廃棄物施策を行う都が、当該事務についても、引き続き担うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定周辺整備地区の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、特定施設（産業廃棄物の処理を適正かつ効率的に行うために設置させる一群の施設）の整備に関連して、周辺の公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区の指定及び整備方針の策定などを行うものである。</p> <p>○産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項を定める廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物処理施設の許可を行うなどの産業廃棄物施策を行う都が、当該事務についても、引き続き担うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>			
担当	環境局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由 広域的に処理されている産業廃棄物のリサイクルや適正処理については、都が広域的な立場から推進する必要がある。本件事務についても、産業廃棄物対策の一環として都が広域的な立場から処理することが必要である。				
	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由 特定周辺整備地区の指定などを実施するにあたっては、産業廃棄物処理施設などについての専門的な知識を有する人材等を確保する必要がある。				
	○					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
	チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
チェック	理由					
			総合評価			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名		特定周辺整備地区の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特定施設（2つ以上の産業廃棄物処理施設が一体的に設置される施設）の整備に関連して、特定周辺整備地区の指定等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。ただし、特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣等に通知する事務は、事務処理特例による権限の移譲には馴染まず、法令改正が必要であると考えられる。</p> <p>○地域住民の理解を得ることが不可欠であり、地域の実情を把握し、地域の整備計画を持つ区が担うことで、地域の実情に応じた対応が図れることが期待できる。ただし、都では本法律によらずスーパーエコタウン事業を推進していることから、過去に本法律に基づく指定の例が無く、また今後も事務が発生する可能性は極めて低いものと考えられる。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<p>△ 特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣等に通知する事務は、事務処理特例による権限の移譲には馴染まず、法令改正が必要である。</p>			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定周辺整備地区の指定などに関する事務	
担当	環境局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、特定整備地区の指定及び施設整備方針の策定等を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>都内においては、主務大臣がこの法律に基づく特定施設の整備計画の認定を行ったことはなく、都が特定周辺整備地区の指定等を行ったこともない。</p> <p>都では、この法律によるのではなく、スーパーエコタウン事業の推進などにより、信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設の整備を促進しているところである。</p> <p>※ スーパーエコタウン事業 廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部の都有地において、民間事業者等が主体となり廃棄物・リサイクル施設の整備を進めるもの。 (中央防波堤内側埋立地) PCB廃棄物処理施設、ガス化溶融等発電施設 (大田区城南島) 建設混合廃棄物リサイクル施設、食品廃棄物リサイクル施設(バイオガス発電・飼料化)、廃情報機器類等のリサイクル施設</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定周辺整備地区の指定(法第11条第1項) ・特定周辺整備地区の施設整備の方針の策定(法第11条第1項) ・関係市町村の意見の聴取(法第11条第3項) ・特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の公表、主務大臣への通知(法第11条第5項) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
内容	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務は、原則として都道府県の権限に属するものであるが、法第26条の規定により、特定周辺整備地区の全部が指定都市の区域に含まれる場合には、当該指定都市が行うこととされている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

40 不在者投票に係る障害認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 不在者投票に係る障害認定などに関する事務											
(1) 不在者投票に係る障害認定などに関する事務	公職選挙法施行令に基づき、身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する。	区								○障害者等が郵便による不在者投票を行うため、障害程度を書面により証明する事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○	△					○更生相談所は都道府県に必置の施設であり、当該事務は、④-3-1-(1)「更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務」に密接に関連する事務であるため、効率性及び専門性の観点からも、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 40 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	不在者投票に係る障害認定などに関する事務	
	担当	福祉保健局	
事		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック		理由
	○		理由 身体障害者の医学的、心理学的判定業務は、都が一体的に行う方が効率的である。
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック		理由 身体障害者福祉司、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー、保健師又は看護師等の専門的職員の配置が必要である。
	△		
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
業	チェック		理由
	○		
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック		理由
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック		理由
	○		
価		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック		理由
	○		
		(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック		理由	

< 考え方 >

○更生相談所は都道府県に必置の施設であり、当該事務は、④-3-1-(1)「更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務」に密接に関連する事務であるため、効率性及び専門性の観点からも、都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 40 中区分 1 小区分 (1)

事業名	不在者投票に係る障害認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○障害者等が郵便による不在者投票を行うため、障害程度を書面により証明する事務であり、指定都市、中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。現在、特別区が行っている障害程度を証明する書面（郵便等投票証明書）の申請等の経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容

4

大区分 **40** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	不在者投票に係る障害認定などに関する事務	(都における事務処理の状況) 心身障害者福祉センターにおいて実施している(年間で数件)。
担当局	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 公職選挙法施行令(以下「令」という。)に基づき、身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する。	
	(主な事務内容) ・身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する(令第59条の2第1号)。 ○郵便等による不在者投票の対象者(令第59条の2第1号 一部抜粋) 1 身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは2級の方 2 身体障害者手帳をお持ちの方で、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸、若しくは小腸の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級若しくは3級の方 3 身体障害者手帳をお持ちの方で、免疫の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から3級の方 4 両下肢等の障害の程度が、上記1、2、3の程度に該当すると都道府県知事により書面で証明された方	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
(その他) ・都道府県のほか、指定都市及び中核市が処理する事務としている(令第59条の2第1号)。		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 重要文化財の現状変更許可などに関する事務											
(1)重要文化財の現状変更許可などに関する事務	文化財保護法に基づき、重要文化財に関する軽微な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可、及びその取り消し並びに停止命令を行う。	区	△		△					○重要文化財の現状変更許可などに関する事務であり、指定都市、中核市等の教育委員会に移譲されている事務である。現在、区が実施している受理事務と合わせ、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都			○					○当該事務は、本来、都道府県の教育委員会の事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市及び中核市で、現状変更等が当該市の区域内で行われる場合に限り、当該市の教育委員会が処理している。 ○特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、現状変更等が各特別区の区域内で行われる場合には、当該事務を区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 41 中区分 1 小区分 (1)

事業名	重要文化財の現状変更許可などに関する事務		< 考え方 >
担当	教育庁		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○当該事務は、本来、都道府県の教育委員会の事務であるが、一定以上の規模を有する指定都市及び中核市で、現状変更等が当該市の区域内で行われる場合に限り、当該市の教育委員会が処理している。</p> <p>○特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、現状変更等が各特別区の区域内で行われる場合には、当該事務を区へ移管する方向で検討する。</p>
	チェック		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 現状では各区教委には建造物や美術工芸品等を専門にする学芸員が非常に少ないので、判断できない状況が推測される。	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
			総合評価
			都 ④ 保

検討対象事務評価個票

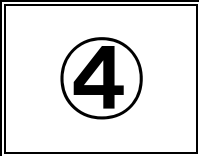
〔区〕

④

大区分 41 中区分 1 小区分 (1)

事業名		重要文化財の現状変更許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○重要文化財の現状変更許可などに関する事務であり、指定都市、中核市の教育委員会に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。現在、東京都文化財保護条例に基づく事務処理特例により区に移譲されている土木工事等のための発掘に関する届出等の受理事務と合わせ、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○多岐に渡る文化財に対応できる専門職の人材確保や、複数区に跨る文化財に関する都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
担当局		教育庁				
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由	複数区に跨る文化財に関する都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。			
	△					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由	多岐に渡る文化財に対応できる専門職の人材確保に関する都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。			
△						
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
評	チェック	理由				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
価	チェック	理由				
	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
	チェック	理由				
				総合評価		
				都	④区	保

検討対象事務の内容



大区分 41 中区分 1 小区分 (1)

事業名	重要文化財の現状変更許可などに関する事務																		
担当	教育庁																		
事務の内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)																	
	文化財保護法（以下「法」という。）に基づき、重要文化財に関する軽微な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可、及びその取り消し並びに停止命令を行う。	・重要文化財の現状変更等の処理件数(平成18年度)																	
	(主な事務内容)																		
	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可(法第43条第1項) 2 許可の条件としての必要な指示(法第43条第3項) 3 行為の停止命令及び許可の取り消し(法第43条第4項) 4 所有者等以外の者による公開の許可(法第53条第1項) 5 公開の許可にあたっての指示(法第53条第3項) 6 公開の停止、許可の取り消し(法第53条第4項) 7 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示(法第93条) 8 遺跡の発見に関する届出の受理(法第96条第1項) 9 土地の所有者又は占有者に対する現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令等(法第96条第2項、第7項) 10 発掘文化財の返還、遺失物法に基づく通知(法第100条) 11 遺失物法に基づき埋蔵物として提出された物件が文化財と認められる場合の警察署長からの届出の受理(法第101条) 12 提出された埋蔵物の鑑査(法第102条) 13 返還請求があった場合の埋蔵物の引渡し(法第103条) 	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法43条関係</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>法53条関係</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>法93条関係</td> <td>1,038件</td> </tr> <tr> <td>法96条関係</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>法100条関係</td> <td>145件</td> </tr> <tr> <td>法101条関係</td> <td>145件</td> </tr> <tr> <td>法102条関係</td> <td>145件</td> </tr> <tr> <td>法103条関係</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	法43条関係	10件	法53条関係	11件	法93条関係	1,038件	法96条関係	26件	法100条関係	145件	法101条関係	145件	法102条関係	145件	法103条関係
区 分	件 数																		
法43条関係	10件																		
法53条関係	11件																		
法93条関係	1,038件																		
法96条関係	26件																		
法100条関係	145件																		
法101条関係	145件																		
法102条関係	145件																		
法103条関係	10件																		
	(特別区における事務処理の状況)																		
	・標記事務に関し、法第92、93条及び法第96条第1項に規定する届出の受理については、東京都文化財保護条例第57条に基づき、区の教育委員会が処理している。																		
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無																		
	(その他)																		
	<p>標記の事務は、原則として文化庁長官の権限に属する(10から13を除く)ものであるが、施行令第5条等の規定により、都道府県の教育委員会(指定都市及び中核市(7から9を除く))にあっては、当該市の教育委員会が行うこととされている。</p> <p>なお、指定都市及び中核市にあっては、1から6の事務については、現状変更等が区域内において行われる場合、7から13(中核市にあっては7から9を除く)の事務については、土地の発掘及び遺跡の発見が当該市の区域内である場合に限る。</p>																		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務											
(1) 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務	社会福祉法に基づき、社会福祉法人の設立に関する申請を受けて法人認可の要件が充足されているかどうか審査して認可する事務を行う。	区						△		<p>○地方社会福祉審議会の設置については、都道府県、指定都市及び中核市に設置することとされている。審議会の意見聴取等が必要な事務（「④-2 民生委員に関する事務」、「④-9 老人福祉に関する事務」、「④-3 身体障害者の福祉に関する事務」）の移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○社会福祉法人の認可や指導等については、指定都市及び中核市等に移譲されている事務であり、地域の実情に応じた対応が可能となるよう特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○当事務は、本来、都道府県知事の権限に属するものであるが、法人の主たる事務所が指定都市及び中核市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が当該都市の区域を越えないもの等については、当該市の長が行っている。</p> <p>○区は、介護保険法や障害者自立支援法等により、社会福祉を広範に担う主体として位置付けられていることから、標記事務に関しても、各区が関係部署等と連携を図りながら実情を踏まえて実施することが、住民サービスの向上につながるものと考えられる。</p> <p>○社会福祉法人の設立認可や監督にあたっては公平性の確保が求められるが、審査基準が国から示されており、各区が行ったとしても統一性・公平性が損なわれるものではない。</p> <p>よって、当事務は、主たる事務所が一定規模以上となった特別区の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が当該区の区域を越えないものに係る事務については、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 42 中区分 1 小区分 (1)

事業名	社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、本来、都道府県知事の権限に属するものであるが、法人の主たる事務所が指定都市及び中核市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が当該都市の区域を越えないもの等については、当該市の長が行っている。</p> <p>○区は、介護保険法や障害者自立支援法等により、社会福祉を広範に担う主体として位置付けられていることから、標記事務に関しても、各区が関係部署等と連携を図りながら実情を踏まえて実施することが、住民サービスの向上につながるものと考えられる。</p> <p>○社会福祉法人の設立認可や監督にあたっては公平性の確保が求められるが、審査基準が国から示されており、各区が行ったとしても統一性・公平性が損なわれるものではない。</p> <p>よって、当該事務は、主たる事務所が一定規模以上となった特別区の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が当該区の区域を越えないものに係る事務については、区へ移管する方向で検討する。</p>						
担当	福祉保健局								
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック								
		理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック								
		理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック									
	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック								
		理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック								
		理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック								
		理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック									
	理由								
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div> </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保
総合評価									
都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

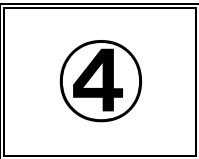
④

大区分 42 中区分 1 小区分 (1)

事業名		社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>【地方社会福祉審議会に関する事務】</p> <p>○地方社会福祉審議会は、都道府県、指定都市及び中核市に設置が義務付けられている機関である。審議会の意見聴取等が必要な事務（「④-2 民生委員に関する事務」、「④-9 老人福祉に関する事務」、「④-3 身体障害者の福祉に関する事務」）の移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく設置については法改正が必要であるが、地方分権改革推進委員会第1次勧告において、「都道府県の審議会等の意見聴取が必要とされているものに関し、市町村に同種の附属機関を設置することで、都道府県条例に基づく権限移譲が可能である」と示されていることに留意する必要がある。</p> <p>【社会福祉法人設立等に関する事務】</p> <p>○社会福祉法人の認可や指導等に関する事務は、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例による移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区民に身近な福祉サービスの経営主体である社会福祉法人の認可や指導については、地域の実情を把握している特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市へ権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>	
担当局		福祉保健局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由			
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
		チェック	理由		
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由				
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由	法に基づく地方社会福祉審議会の設置については法改正が必要である			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。				
	チェック	理由			

総合評価		
都	④ 区	保

検討対象事務の内容



大区分 42 中区分 1 小区分 (1)

事業名	社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務
担当局	福祉保健局
事務の内容	(事務の概要) 社会福祉法(以下「法」という。)に基づき、社会福祉法人の設立に関する申請を受けて法人認可の要件が充足されているかどうか審査して認可する事務を行う。
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉審議会の設置、委員の任命等に関すること(法第7条～13条) 法の施行に関し職員が行う事務について指導監督を行うための計画の樹立・実施、職員への訓練の実施(法第20条、21条) 社会福祉法人設立に係る定款審査及び認可(法第32条) 社会福祉法人の定款の変更認可(法第43条) 社会福祉法人の合併の認可(法第49条) 所轄する社会福祉法人の一般的監督(報告徴収・検査・業務の停止命令・解散命令など)(法第56条) 公益事業又は収益事業の停止(法第57条) 事業の概要等の届出の受理(法第59条)
	(特別区における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
内容	(その他) <ul style="list-style-type: none"> 法第7条などにより、都道府県のほか、指定都市・中核市が処理する事務とされている。
	所轄庁(法第30条) 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とされている。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事務が当該指定都市の区域を越えないもの及び法第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該中核市の区域を越えないもの 中核市の長 二以上の都道府県にまたがる事業を行う社会福祉法人 厚生労働大臣

(都における事務処理の状況)

社会福祉法人許認可等事務実績

(各年度末実績)

年度	認可申請等						承認申請				合計	法人数 年度末 現在		
	区分	設立	合併	解散	定款変更			計	担保	処分			仮理事 選任	計
					認可	届出	小計							
平成5年度		15			129	17	146	161	19	18		37	198	687
平成6年度		16			340	7	347	363	14	18		32	395	703
平成7年度		25	1		215	28	243	269	15	18		33	302	726
平成8年度		19		1	118	43	161	181	27	18		45	226	744
平成9年度		23			186	28	214	237	30	26		56	293	767
平成10年度		27		1	365	27	392	420	35	37		72	492	793
平成11年度		17		1	298	34	332	350	19	23		42	392	809
平成12年度		30	1		250	38	288	319	43	20		63	382	836
平成13年度		43			419	32	451	494	20	20		40	534	880
平成14年度		41			385	26	411	452	10	30		40	492	921
平成15年度		25	1	2	349	39	388	416	10	22	1	33	449	944
平成16年度		18			328	42	370	388	17	32	1	50	438	961
平成17年度		14			448	24	472	486	12	20		32	518	974
平成18年度		12			510	23	533	545	14	24		38	583	986
平成19年度		4			438	21	459	463	4	27	1	32	495	990

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務											
(1) 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で指定された地域内において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者の許可に関する事務を行う。	区								○建築物用地下水の採取の許可等に関する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○東京都内では、地下水の過剰な汲み上げによって地下水位を著しく低下し、昭和30年代から40年代にかけて、激しい地盤沈下を記録した。このため、工業用法と建築物用地下水の採取の規制に関する法律、及び東京都公害防止条例による厳しい揚水規制が開始され、井戸利用から工業用水道や上水道への転換や、大量揚水者に対する揚水削減指導を強力に推進してきた結果、地盤沈下は沈静化傾向にある。 ○当該事務と類似の事務である、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく揚水規制に係る事務は、既に事務処理特例条例により、特別区が実施している。 ○当該事務を特別区に移管することにより、規制をうける事業者の事務負担が軽減されるというメリットがある。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 52 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務 担当 環境局	< 考え方 > ○東京都内では、地下水の過剰な汲み上げによって地下水位を著しく低下し、昭和30年代から40年代にかけて、激しい地盤沈下を記録した。このため、工業用水法と建築物用地下水の採取の規制に関する法律、及び東京都公害防止条例による厳しい揚水規制が開始され、井戸利用から工業用水道や上水道への転換や、大量揚水者に対する揚水削減指導を強力に推進してきた結果、地盤沈下は沈静化傾向にある。 ○当該事務と類似の事務である、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく揚水規制に係る事務は、既に事務処理特例条例により、特別区が実施している。 ○当該事務を特別区に移管することにより、規制をうける事業者の事務負担が軽減されるというメリットがある。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		
理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック		
理由		
		総合評価 都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 52 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○建築物用地下水の採取の許可等に関する事務であり、指定都市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。現在、事務処理特例により区に移譲されている環境確保条例に基づく地下水揚水施設の届出受理等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○なお、特別区の区域においては、基準に適合しない揚水設備（井戸）の上水道への転換が完了しており、現在、法の対象となる揚水設備はない。</p>						
担当局	環境局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由								
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">都</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">④</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

検討対象事務の内容

4

大区分 52 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務	
担当	環境局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律(以下「法」という。)に基づき、政令で指定された地域(以下「指定地域」という。)内において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者の許可に関する事務を行う。	(都における事務処理の状況) ・昭和38年の地域指定以降の規制により、基準に適合しない揚水設備(井戸)の上水道への転換は完了結果、現在、法の対象となる揚水設備(井戸)はない。 ・また、平成18年度の新設許可件数も0件である。
	(主な事務内容) ・建築物用地下水の採取のための揚水設備(井戸)の設置許可(法第4条) ・国又は都道府県が揚水設備を設置する場合の国又は都道府県との協議(法第5条) ・指定区域の指定の際、現に当該地域内で地下水を採取している者からの届出の受理(法第6条) ・採取者の氏名等の変更、許可の承継、許可の失効の届出の受理(法第7～9条) ・違反者に対する改善命令などの監督処分(法第10条) ・測量又は調査のための土地への立入りなど(法第11条) ・報告徴収、立入検査(法第13、14条)	
	(参考) ・指定地域 法施行令第2条に基づき、東京都の区域においては、昭和47年5月1日における特別区の区域を指定	
	の ・対象施設 冷暖房用設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場(浴室床面積の合計が150㎡を超えるもの)に用いる、揚水機の吐出口断面積が6㎢を超える揚水設備(井戸)。	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
内 (標記事務の移管・委託等に関する状況): 無		
容 (その他) ・標記の事務は、原則として都道府県の権限に属するものであるが、法第4条などの規定により、指定都市の地域にあっては、指定都市が行うこととされている。		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

57 非課税証明書の発行などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 非課税証明書の発行などに関する事務											
(1) 非課税証明書の発行などに関する事務	登録免許税法施行規則第3条により、社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものか東京都が確認している事項に基づき、確認し証明書を発行（非課税証明書ではない。）する。	区								<p>○社会福祉法人の登録免許税非課税措置に必要な証明に関する事務であり、指定都市、中核市に移譲されている事務である。関連する「④-42社会福祉法人設立等に関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都						△		<p>○社会福祉法人の財産については、社会福祉法人の定款記載事項であるため、④-42「社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」と密接に関連する。</p> <p>○④-42については、原則として区に移管する方向で整理した。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。ただし、区域を越えて事業を展開している社会福祉法人に関する事務については、都へ残す必要がある。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 57 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	非課税証明書の発行などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○社会福祉法人の財産については、社会福祉法人の定款記載事項であるため、④-42「社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」と密接に関連する。</p> <p>○④-42については、原則として区に移管する方向で整理した。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。ただし、区域を越えて事業を展開している社会福祉法人に関する事務については、都へ残す必要がある。</p>
	担当	福祉保健局		
事業		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
		チェック		
			理由	
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
		チェック		
			理由	
		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業		チェック		
			理由	
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
		チェック		
			理由	
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
		チェック		
			理由	
価		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
		チェック		
			理由	
		(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック			
	△	理由 ④-42「社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」と密接に関連する事務であり、合わせて検討する必要がある。		

総合評価		
都	④ 区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

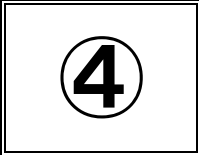
④

大区分 57 中区分 1 小区分 (1)

事業名	非課税証明書の発行などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○社会福祉法人の登録免許税非課税措置に必要な証明に関する事務であり、指定都市、中核市に移譲されている事務である。社会福祉法人の施設の認可等の添付資料に基づき審査判断して発行される証明書であるため、関連する「④-42社会福祉法人設立等に関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○法人の事業が2以上の区域に跨る場合の都区間、特別区間の連携・調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p>
担当局	福祉保健局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 57 中区分 1 小区分 (1)

事業名	非課税証明書の発行などに関する事務	
担当局	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>登録免許税法施行規則第3条により、社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものか東京都が確認している事項に基づき、確認し証明書を発行（非課税証明書ではない。）する。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>社会福祉法人から所有建物等が社会福祉事業の用に供するものであることの証明書発行（非課税証明書ではない。）は、主たるものとして土地建物を所有し不動産登記する場合である。従って、新規施設の開設や既存建物の改築のときであり、年間を通じても多数の事務量ではない。当該証明書発行のためには、施設の認可等の添付資料に基づき審査判断するので、これらの権限と資料の保有が前提であり、効率化等から認可事務所管部署の事務となっている。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものとして届けられているか施設認可等に添付の土地建物面積表、不動産登記簿など資料に基づき、確認し証明書を発行する（非課税証明書ではない。）。</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録免許税法施行規則第3条により、都道府県のほか、指定都市・中核市が処理する事務とされている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

62 中央卸売市場の開設などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 中央卸売市場の開設などに関する事務											
(1) 中央卸売市場の開設などに関する事務	卸売市場法に基づき生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、都民の消費生活の安定に資するため、東京都が東京都全域を開設区域とする中央卸売市場を開設するとともに、市場の取引業務及び施設使用の適正化等に関する事務を行う。	区						○		○都道府県の卸売市場計画について指定都市が協議を受け、また、都道府県と合わせて人口20万人以上の市が中央卸売市場を開設できるものとする事務である。中央卸売市場の整備については、広域的な対応を考慮する必要があるが、都区が連携して対応できるよう、都のみでなく、特別区も開設できる方向で検討すべきである。なお、特別区が権限を持つためには、法改正が必要である。	都・区
		都	○						○	○現在、都が管理している11市場のうち、築地市場(移転後の豊洲新市場)及び大田市場並びに都で唯一の施設である食肉市場は、利用者(売買参加者)はほぼ都全域に分布しており、また、他県の利用者も多いことから、東京都のみならず首都圏全体の生鮮食料品の流通拠点・基幹市場として機能している極めて広域性の強い施設である。さらに、生鮮食料品等の産地は、大規模拠点市場に出荷先を集中させようとしていることから、今後これら3市場の生鮮食料品流通の広域拠点としての役割・重要性は、ますます強まっていくと思われる。このため、これら3市場については、都が広域的な視点で運営を行うことが不可欠である。 ○その他の8市場については、取扱数量・金額は減少傾向にあり、また、市場会計も営業収支では一貫して赤字であるなど課題を抱えており、平成17年度に策定した第8次東京都卸売市場整備計画において、大規模拠点市場化の進行など都内の生鮮食料品流通構造の変化、豊洲新市場の開場の影響などを踏まえ、市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換等を図ることとしていることから、広域的な視点で市場のあり方を検討していく必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 62 中区分 1 小区分 (1)

事業名	中央卸売市場の開設などに関する事務		< 考え方 >					
担当	中央卸売市場							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○現在、都が管理している11市場のうち、築地市場(移転後の豊洲新市場)及び大田市場並びに都で唯一の施設である食肉市場は、利用者(売買参加者)はほぼ都全域に分布しており、また、他県の利用者も多いことから、東京都のみならず首都圏全体の生鮮食料品の流通拠点として機能している極めて広域性の強い施設である。さらに、生鮮食料品等の産地は、大規模拠点市場に出荷先を集中させようとしていることから、今後これら3市場の生鮮食料品流通の広域拠点としての役割・重要性は、ますます強まっていくと思われる。このため、これら3市場については、都が広域的な視点で運営を行うことが不可欠である。</p> <p>○その他の8市場については、取扱数量・金額は減少傾向にあり、また、市場会計も営業収支では一貫して赤字であるなど課題を抱えており、平成17年度に策定した第8次東京都卸売市場整備計画において、大規模拠点市場化の進行など都内の生鮮食料品流通構造の変化、豊洲新市場の開場の影響などを踏まえ、市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換等を図ることとしていることから、広域的な視点で市場のあり方を検討していく必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>					
	チェック	理由 築地市場(移転後の豊洲新市場)、大田市場及び食肉市場は、現に東京都全域のみならず首都圏全体の生鮮食料品の流通拠点として機能しており、こうした性格は今後も強まっていくことから、広域的な視点で運営を行うことが不可欠である。						
	○							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック								
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由 平成17年度に策定した第8次東京都卸売市場整備計画において、大規模拠点市場化の進行など都内の生鮮食料品流通構造の変化、豊洲新市場の開場の影響などを踏まえ、市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換等を図ることとしている							
○								
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

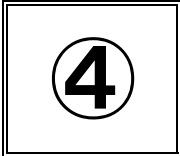
〔区〕

④

大区分 62 中区分 1 小区分 (1)

事業名	中央卸売市場の開設などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都道府県の卸売市場計画について指定都市が協議を受け、また、都道府県と合わせて人口20万人以上の市が中央卸売市場を開設できるものとする事務である。中央卸売市場の整備については、広域的な対応を考慮する必要があるが、都区が連携して対応できるよう、都のみでなく、特別区も開設できる方向で検討すべきである。</p> <p>○中央卸売市場の開設には認可が必要であり、特別区が開設できるようにするためには、法改正が必要である。</p> <p>○都区間、特別区間の連携・調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p>					
担当局	中央卸売市場							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
○	中央卸売市場の開設には認可が必要であり、特別区が開設できるようにするためには、法改正が必要である。							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容



大区分 62 中区分 1 小区分 (1)

事業名	中央卸売市場の開設などに関する事務																																																																																
担当	中央卸売市場																																																																																
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>卸売市場法(以下「法」という。)に基づき生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、都民の消費生活の安定に資するため、東京都が東京都全域を開設区域とする中央卸売市場を開設するとともに、市場の取引業務及び施設使用の適正化等に関する事務を行う。</p>																																																																																
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○開設区域: 東京都</p> <p>○市場名、取扱品目及び規模(平成19年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市場名</th> <th>取扱品目</th> <th>市場名</th> <th>取扱品目</th> <th>規模</th> <th>(詳細は別添資料1のとおり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>築地</td> <td>水産、青果</td> <td>足立</td> <td>水産</td> <td rowspan="6"> ・市場数: 11市場1分場 ・敷地面積: 1,075,929㎡ ・建物面積: 1,022,041㎡(約440棟) ・H18年の取扱数量及び取扱金額 水産 2,307トン/日、1,970百万円 青果 7,844トン/日、1,938百万円 食肉 351トン/日、461百万円 花き 643万本/日、319百万円 </td> </tr> <tr> <td>食肉</td> <td>食肉</td> <td>板橋</td> <td>青果、花き</td> </tr> <tr> <td>大田</td> <td>水産、青果、花き</td> <td>世田谷</td> <td>青果、花き</td> </tr> <tr> <td>豊島</td> <td>青果</td> <td>北足立</td> <td>青果、花き</td> </tr> <tr> <td>淀橋</td> <td>青果</td> <td>多摩NT</td> <td>青果、花き</td> </tr> <tr> <td>(松原分場)</td> <td>青果</td> <td>葛西</td> <td>青果、花き</td> </tr> </tbody> </table>			市場名	取扱品目	市場名	取扱品目	規模	(詳細は別添資料1のとおり)	築地	水産、青果	足立	水産	・市場数: 11市場1分場 ・敷地面積: 1,075,929㎡ ・建物面積: 1,022,041㎡(約440棟) ・H18年の取扱数量及び取扱金額 水産 2,307トン/日、1,970百万円 青果 7,844トン/日、1,938百万円 食肉 351トン/日、461百万円 花き 643万本/日、319百万円	食肉	食肉	板橋	青果、花き	大田	水産、青果、花き	世田谷	青果、花き	豊島	青果	北足立	青果、花き	淀橋	青果	多摩NT	青果、花き	(松原分場)	青果	葛西	青果、花き																																															
	市場名	取扱品目	市場名	取扱品目	規模	(詳細は別添資料1のとおり)																																																																											
	築地	水産、青果	足立	水産	・市場数: 11市場1分場 ・敷地面積: 1,075,929㎡ ・建物面積: 1,022,041㎡(約440棟) ・H18年の取扱数量及び取扱金額 水産 2,307トン/日、1,970百万円 青果 7,844トン/日、1,938百万円 食肉 351トン/日、461百万円 花き 643万本/日、319百万円																																																																												
食肉	食肉	板橋	青果、花き																																																																														
大田	水産、青果、花き	世田谷	青果、花き																																																																														
豊島	青果	北足立	青果、花き																																																																														
淀橋	青果	多摩NT	青果、花き																																																																														
(松原分場)	青果	葛西	青果、花き																																																																														
<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場開設及び廃止の認可申請に関する事務(法第8条、第9条、第14条) 業務規程及び事業計画の制定・改廃の認可申請に関する事務(法第9条、第11条) 中央卸売市場の業務の運営及び売買取引に関して調査審議する「中央卸売市場取引業務運営委員会」の設置及び運営に関する事務(法第13条、第13条の2) 卸売業務の許可申請にあつての農林水産大臣に対する意見の進達(法第16条) 卸売業者からの名称変更等の届出等(法第24、26、28条) 仲卸業務の許可(法第33条) せり人の登録(法第43条) 売買取引の制限(法第46条) 報告の徴収及び検査(法第48条) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者に対する監督処分(法第50条) 																																																																																	
内容	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>																																																																																
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>																																																																																
	<p>(その他)</p> <p>卸売市場法上、中央卸売市場を開設することができる地方公共団体は、次のとおり</p> <p>①都道府県又は20万人以上の人口を有する市</p> <p>②中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第284条第1項の一部事務組合又は広域連合で、①に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの</p> <p>(法第8条、法施行令第6条)</p>																																																																																
	<p>○市場業者数(平成19年4月1日現在) 単位: 人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">卸売業者</th> <th colspan="2">仲卸業者</th> <th colspan="2">関連事業者</th> <th colspan="2">売買参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産</td> <td>12</td> <td>水産</td> <td>927</td> <td rowspan="4">372</td> <td>水産</td> <td colspan="2">413</td> </tr> <tr> <td>青果</td> <td>15</td> <td>青果</td> <td>381</td> <td>青果</td> <td colspan="2">5,404</td> </tr> <tr> <td>食肉</td> <td>1</td> <td>食肉</td> <td>30</td> <td>食肉</td> <td colspan="2">196</td> </tr> <tr> <td>花き</td> <td>8</td> <td>花き</td> <td>51</td> <td>花き</td> <td colspan="2">6,399</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36</td> <td>計</td> <td>1,389</td> <td>計</td> <td>372</td> <td>計</td> <td>12,412</td> </tr> </tbody> </table> <p>○業務指導・監督実績(平成18年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">取引業務の巡回調査</th> <th colspan="3">市場内業者業者の経理及び業務検査</th> </tr> <tr> <th>水産市場</th> <th>青果市場</th> <th>花き市場</th> <th>計</th> <th>卸売業者</th> <th>仲卸業者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13回</td> <td>8回</td> <td>5回</td> <td>26回</td> <td>28</td> <td>78</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設建設・改良工事等(平成18年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡張・改良工事等</td> <td>101</td> <td>1,529</td> </tr> <tr> <td>修繕工事</td> <td>492</td> <td>619</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>593</td> <td>2,148</td> </tr> </tbody> </table> <p>○市場流通のフロー図</p> <ul style="list-style-type: none"> 別添別紙2のとおり 			卸売業者		仲卸業者		関連事業者		売買参加者		水産	12	水産	927	372	水産	413		青果	15	青果	381	青果	5,404		食肉	1	食肉	30	食肉	196		花き	8	花き	51	花き	6,399		計	36	計	1,389	計	372	計	12,412	取引業務の巡回調査				市場内業者業者の経理及び業務検査			水産市場	青果市場	花き市場	計	卸売業者	仲卸業者	計	13回	8回	5回	26回	28	78	106	区分	件数	金額(百万円)	拡張・改良工事等	101	1,529	修繕工事	492	619	計	593	2,148
卸売業者		仲卸業者		関連事業者		売買参加者																																																																											
水産	12	水産	927	372	水産	413																																																																											
青果	15	青果	381		青果	5,404																																																																											
食肉	1	食肉	30		食肉	196																																																																											
花き	8	花き	51		花き	6,399																																																																											
計	36	計	1,389	計	372	計	12,412																																																																										
取引業務の巡回調査				市場内業者業者の経理及び業務検査																																																																													
水産市場	青果市場	花き市場	計	卸売業者	仲卸業者	計																																																																											
13回	8回	5回	26回	28	78	106																																																																											
区分	件数	金額(百万円)																																																																															
拡張・改良工事等	101	1,529																																																																															
修繕工事	492	619																																																																															
計	593	2,148																																																																															

○ 市場一覽

市場別所在地及び規模

(平成19年4月1日現在)

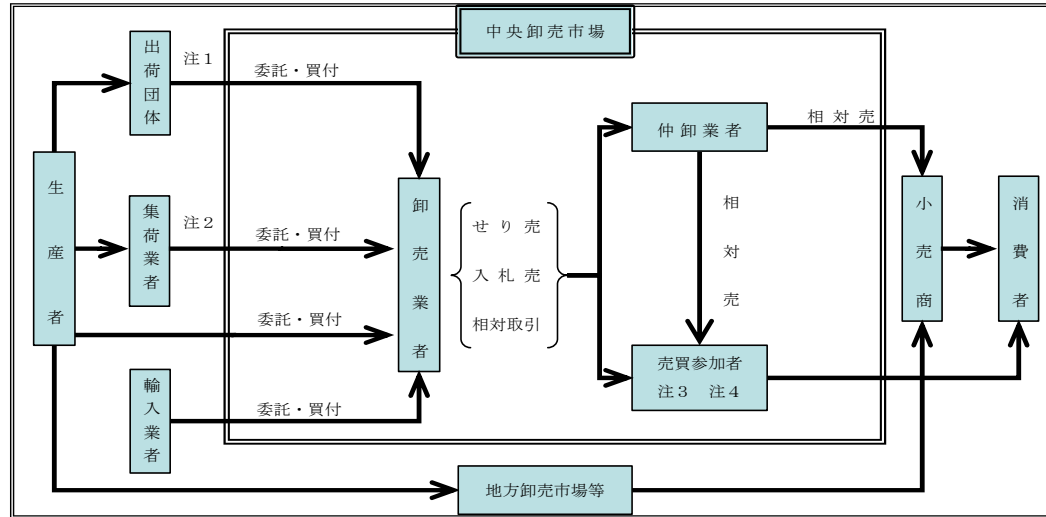
名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	平成18年 1日当り 取扱数量	平成18年 1日当り取扱 金額(百万円)
築地市場	中央区築地5-2-1	230,836	288,180	水産 2,090 t 青果 1,183 t	水産 1,788 青果 322
食肉市場 (と場を含む)	港区港南2-7-19	64,108	93,139 市場 70,986 と場 22,153	食肉 351 t	食肉 461 (副生物を含む)
大田市場	大田区東海3-2-1 ただし、花き部は 大田区東海2-2-1	386,426	276,721	水産 88 t 青果 3,175 t 花き 329万本	水産 81 青果 862 花き 176
豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5	23,306	20,225	青果 380 t	青果 80
淀橋市場		33,120	43,590	青果 1,085 t	青果 248
市場	新宿区 北新宿4-2-1	23,583	40,046	青果 1,001 t	青果 232
松原分場	世田谷区 上北沢5-2-1	9,537	3,544	青果 84 t	青果 15
足立市場	足立区千住 橋戸町50	42,675	26,354	水産 129 t	水産 102
板橋市場	板橋区高島平 6-1-5	61,232	51,378	青果 623 t 花き 73万本	青果 130 花き 37
世田谷市場	世田谷区 大蔵1-4-1	41,482	65,340	青果 158 t 花き 99万本	青果 35 花き 46
北足立市場	足立区 入谷6-3-1	61,076	77,823	青果 812 t 花き 77万本	青果 176 花き 34
多摩ニュー タウン市場	多摩市永山7-4	57,153 川崎市水道局 からの借地 323.29㎡含む	19,895	青果 86 t	青果 17
葛西市場	江戸川区 臨海町3-4-1	74,515	59,396	青果 342 t 花き 65万本	青果 68 花き 25
全市場計	11市場1分場	1,075,929	1,022,041	水産 2,307 t 青果 7,844 t 食肉 351 t 花き 643万本	水産 1,970 青果 1,938 食肉 461 (副生物を含む) 花き 319

注 花きの取扱数量は「切花換算」である。

数値は単位未満を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数値の合計とは一致しない場合がある。

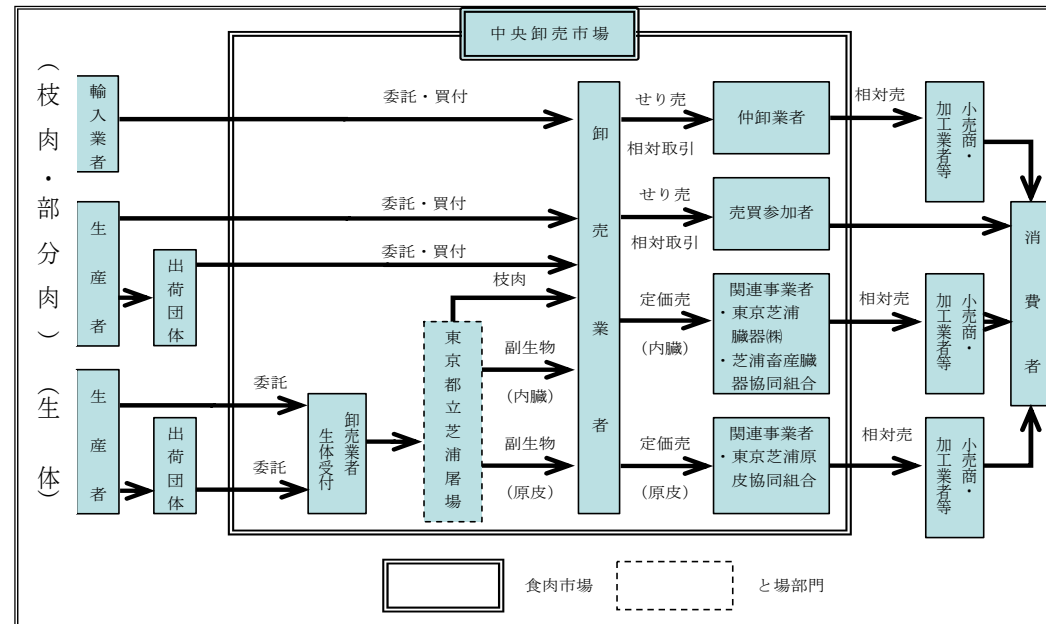
○ 市場流通のしくみ

(1) 水産物、青果物、花き



- 注1 出荷団体とは、農協・漁協・出荷組合等をいう。
- 注2 集荷業者とは、いわゆる「産地仲買人」をいう。
- 注3 「青果」や「花き」の小売業者の多くは、売買参加者の資格を有しており、せりに参加して購入している。
- 注4 「水産」で売買参加者の資格を有しているものは、大口消費者・加工業者・量販店等であり、一般の小売商は仲卸業者から購入している。

(2) 食 肉



検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

66 貸付金償還免除などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 貸付金償還免除などに関する事務											
(1)貸付金償還免除などに関する事務	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担を行う（指定都市は都道府県ではなく国から貸付を受ける）。	区						○		<p>○区市町村が実施する災害援護資金の貸付事務に対して都道府県が費用負担を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。事務の権能と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。</p>	区
		都								<p>○現在でも、特別区は、被災者からの借入申請を審査した上で貸付を決定しており、当該事務の主たる部分を担っている。 ○移管により、貸付と費用負担の主体が同一になり、事務の効率化も図られる。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 **66** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

	事業名	貸付金償還免除などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○現在でも、特別区は、被災者からの借入申請を審査した上で貸付を決定しており、当該事務の主たる部分を担っている。</p> <p>○移管により、貸付と費用負担の主体が同一になり、事務の効率化も図られる。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。</p>
	担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック		理由	
	チェック		理由	
	チェック		理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 66 中区分 1 小区分 (1)

事業名	貸付金償還免除などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付事務に対して都道府県が費用負担を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。判断基準に照らし、都が実施しなければならない特別な事情はなく、事務の実施と費用負担を一致させる観点から、費用負担についても特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○費用負担という性格上、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。</p>						
担当局	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	費用負担という性格上、事務処理特例には馴染まず、特別区に移譲するには法改正が必要である。							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px;">④</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

検討対象事務の内容

4

大区分 **66** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	貸付金償還免除などに関する事務
担当局	福祉保健局
事務の概要	災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担を行う(指定都市は都道府県ではなく国から貸付を受ける)。
主な事務内容	<p>国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が法第11条第1項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付ける(法第12条第1項)</p> <p>国は、指定都市又は都道府県が災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、その2/3に相当する貸付金の償還を免除する(第13条第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付け限度額は、被害の程度により150万円から350万円 ・収入制限あり(1人世帯220万円未満・4人世帯730万円、以降1人増すごとに30万円を加算) ・借受け人→区市町村10年(利率3%)、区市町村→都11年(無利子)、都→国12年(無利子) <p>[参考] 都道府県は、市町村(指定都市を除く)が災害援護資金の貸付の財源として必要とする金額に相当する額を無利子で、市町村に貸し付ける。</p>
特別区における事務処理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者からの借入申請を審査し、貸付を決定する。 ・都に対し、災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額の借入れを申請する。 ・事務処理特例条例に基づく都区の事務分担は行っていない。
標記事務の移管・委託等に関する状況	無
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務については、法第12条により、指定都市においては国から直接貸付を受ける。また、法第13条第3項により、国は償還免除は2/3となる。

(都における事務処理の状況)

```

    graph TD
      A[国] -- "⑤国庫貸付金借入申請" --> B[都]
      B -- "⑥貸付決定" --> A
      B -- "⑧都貸付金償還(元金)" --> A
      B -- "③都貸付金借入申請" --> C[区市町村]
      C -- "④貸付決定" --> B
      C -- "⑦借入金償還(元金+利率3%)" --> B
      C -- "①借入申請" --> D[被災者]
      D -- "②貸付決定" --> C
  
```

災害援護資金貸付の実績(平成以降)

年度	貸付対象	災害名	発災日	件数	貸付金額 (千円)
H12	新島村	新島近海地震	H12.7.15	39	33,700
H17	新宿区	豪雨	H17.9.4	1	1,500
	世田谷区			2	2,000
	杉並区			4	6,000
	武蔵野市			1	1,500
	小計			8	11,000
	三宅村	火山災害	H12.6.24	3	6,900
	計			11	17,900
合計				50	51,600

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

67 動物取扱業者の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 動物取扱業者の登録などに関する事務											
(1) 動物取扱業者の登録などに関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、動物取扱業者の登録などに関する事務を行う。	区								○動物取扱業者等の適正な動物の飼養又は保管を管理する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。動物愛護に関する事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた迅速な対応が図れることが期待できる。	区
		都		○	○				○	○当該事務は、本来、都道府県知事の権限に属する事務であるが、指定都市においては、当該市の区域内で業を営む場合に限り、当該市の長が処理している。 ○当該事務は、狂犬病予防法に基づく事務（②－3）や犬及びねこの引取りに関する事務（③－7）と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。 ○動物取扱業の規制や特定動物等の飼養は、近隣住民の生活環境に大きな影響を与えるものである。 ○特に、動物の多頭飼養者に関する苦情対応については、すでに特別区が実施している事務であり、法25条に基づく措置勧告及び措置命令の権限を特別区に移譲することは、周辺的生活環境の保全のうえで効果的であることから、特別区へ移管する方向で検討すべきである。 ○一方、残りの動物取扱業の規制及び特定危険動物の飼養許可等に係る事務については、動物の飼養等に関する高度な専門知識を有する獣医師の配置などが必要であり、また、区域を越えた事業者への対応やインターネット販売など広域的に業を営む者への適切な対応も必要である。区に事務を移管するとした場合には、これらの課題について十分な検討が必要である。 ○よって、当該事務は当該区の区域内で業を営む場合に限り、区に移管する方向で検討するが、移管の際には上記課題の解決が必要不可欠である。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 67 中区分 1 小区分 (1)

事業名	動物取扱業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、本来、都道府県知事の権限に属する事務であるが、指定都市においては、当該市の区域内で業を営む場合に限り、当該市の長が処理している。</p> <p>○当該事務は、狂犬病予防法に基づく事務（②－３）や犬及びねこの引取りに関する事務（③－７）と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。</p> <p>○動物取扱業の規制や特定動物等の飼養は、近隣住民の生活環境に大きな影響を与えるものである。</p> <p>○特に、動物の多頭飼養者に関する苦情対応については、すでに特別区が実施している事務であり、法25条に基づく措置勧告及び措置命令の権限を特別区に移譲することは、周辺的生活環境の保全のうえで効果的であることから、特別区へ移管する方向で検討すべきである。</p> <p>○一方、残りの動物取扱業の規制及び特定危険動物の飼養許可等に係る事務については、動物の飼養等に関する高度な専門知識を有する獣医師の配置などが必要であり、また、区域を越えた事業者への対応やインターネット販売など広域的に業を営む者への適切な対応も必要である。区に事務を移管するとした場合には、これらの課題について十分な検討が必要である。</p> <p>○よって、当該事務は当該区の区域内で業を営む場合に限り、区に移管する方向で検討するが、移管の際には上記課題の解決が必要不可欠である。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	理由 動物取扱業の営業は区の域内のみでなく、近年では、インターネットにより広域的な取引が行われている。また、指導には専門性が必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	理由 動物取扱業の営業は区の域内のみでなく、近年では、インターネットにより広域的な取引が行われている。また、指導には専門性が必要である。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
○	理由 都では、獣医師を配置しているが、特別区は獣医職の採用を行っていない。		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由		
○	理由 狂犬病予防法に基づく事務（②－３）や犬及びねこの引取りに関する事務（③－７）と密接に関連しており、一体的に検討する必要がある。		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 67 中区分 1 小区分 (1)

事業名		動物取扱業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○動物取扱業者や特定動物等の適正な飼養又は保管を管理する事務であり、指定都市に移譲されているほか、動物取扱業者が遵守すべき規準の策定を除き、事務処理特例により移譲を受けている市がある事務である。動物愛護に関する事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、住民からの苦情対応や事業者等への立入検査及び改善勧告まで一貫して迅速な対応を図ることが期待できる。</p> <p>○獣医師等専門技術を持った人材や効率的な執行体制を確保するための方策については、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
		総合評価		
		都	④ 区	保

検討対象事務の内容



大区分 67 中区分 1 小区分 (1)

事業名	動物取扱業者の登録などに関する事務
担当局	福祉保健局
事務内容	(事務の概要) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「法」という)に基づき、動物取扱業者の登録などに関する事務を行う。
	(主な事務内容) 1 動物取扱業の規制 ・動物取扱業の登録等(法第10条から第17条まで、第19条) ・動物取扱業者が遵守すべき基準の策定(法第21条) ・動物取扱業者に対する措置勧告、措置命令及び報告徴収、動物取扱業者の事業所等への立入検査(法第23条及び第24条) 2 周辺の生活環境の保全に係る措置 ・多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせているものに対する措置勧告及び措置命令(法第25条) 3 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 ・特定動物の飼養又は保管の許可(法第26条から第29条まで) ・特定動物飼養者に対する措置命令等及び報告徴収、特定飼養施設への立入検査(法第32条及び第33条)
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関して、事務処理特例条例等に基づき都区の事務配分は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
その他	・動物取扱業の規制等に関する事務は、動物の愛護及び管理に関する法律10条により、都道府県知事、指定都市の長が実施することとされている。(1及び3の事務は18年6月から施行。2の事務は12年12月から施行) ・都においては、動物愛護推進センター、同多摩支所、城南島出張所の3施設において役割を分担しながら、関連の深い狂犬病予防法の事務とあわせて全都を対象に事務を実施している。

(都における事務処理の状況)

1 動物取扱業施設数

特別区	1,709
多摩・島しょ	1,037
東京都計	2,746

2 特定動物許可施設数、許可数、特定動物飼養・保管数

	施設数	許可数	飼養・保管数
特別区	34	103	336
多摩・島しょ	32	75	521
東京都計	66	178	857

* 上記の施設数などは平成19年3月末の数値

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

77 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務											
(1) 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、東京都PCB廃棄物処理計画を策定し、PCBを保管している事業者から、毎年度、PCBの保管及び処分の状況に関する届出を受理し、公表する。		区							<p>○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画の策定や保管・処分状況の公表等を行う事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。地域住民の健康や生活環境に影響を及ぼす事務であることから、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
			都	○	○	○				<p>○当該事務の内容は、処理計画の策定などの広域的な立場からのPCB廃棄物の処理調整業務と、個別保管事業者や処分業者への届出指導業務に大別される。</p> <p>○処理計画の策定は、PCB廃棄物が東京都、3県、政令指定都市で構成する協議会で調整し、東京PCB廃棄物処理施設で1都3県分を処理するなど広域的に処理されていることを踏まえ、引き続き、都が行うべきである。</p> <p>○また、保管事業者や処分業者に対する届出指導業務は、産業廃棄物処理業の許可などの産業廃棄物施策を行う都が一体的に行うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 77 中区分 1 小区分 '(1)

事業名	事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務	
担当	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 都内に保管されているポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）を、法に規定する処理期限までに処分するためには、都内全域を対象にした処理計画を策定し、計画的に処分していく必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 特別区に事務を移管した場合、区域を越えたPCB廃棄物の移動に伴う届出等の手続きが増加し、データ管理が煩雑になる。また、処理施設への搬入調整を特別区ごとに行うこととなり調整が困難になることが懸念される。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由 標記事務を実施するにあたっては、PCBの処理に関する専門的な知識を有する人材等を確保する必要がある。	
○		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○当該事務の内容は、処理計画の策定などの広域的な立場からのPCB廃棄物の処理調整業務と、個別保管事業者や処分業者への届出指導業務に大別される。</p> <p>○処理計画の策定は、PCB廃棄物が東京都、3県、政令指定都市で構成する協議会で調整し、東京PCB廃棄物処理施設で1都3県分を処理するなど広域的に処理されていることを踏まえ、引き続き、都が行うべきである。</p> <p>○また、保管事業者や処分業者に対する届出指導業務は、産業廃棄物処理業の許可などの産業廃棄物施策を行う都が一体的に行うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 77 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画の策定や保管・処分状況の公表等を行う事務であり、指定都市、中核市及び政令で定める市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域住民の健康や生活環境に影響を及ぼす事務であることから、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、区内事業者の保管・処分状況の把握が可能となり、緊急時等の迅速な対応が期待できる。</p> <p>○なお、都が策定した東京都PCB廃棄物処理計画では、平成27年3月に事業完了予定である。</p>
担当局	環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 77 中区分 1 小区分 (1)

事業名	事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分に関する届出の受理などに関する事務
担当	環境局
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「法」という。)に基づき、東京都PCB廃棄物処理計画を策定し、PCBを保管している事業者から、毎年度、PCBの保管及び処分の状況に関する届出を受理し、公表する。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画(PCB廃棄物処理計画)の策定(法第7条)</p> <p>・PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理(法第8条)</p> <p>・PCB廃棄物の保管及び処分の状況の公表(法第9条)</p> <p>・PCB廃棄物の承継・変更届出の受理(法第12条・規則第6条)</p> <p>・PCB廃棄物の確実・適切な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言(法第14条)</p> <p>・PCB廃棄物の保管事業者に対する改善命令(法第16条)</p> <p>・PCB廃棄物の保管事業者及び処分業者に対する報告徴収(法第17条)</p> <p>・PCB廃棄物の保管事業者及び処分業者に対する立入検査(法第18条)</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特別条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
その他	<p>(法第7条)</p> <p>原則として都道府県の権限に属する事務であるが、同条の規定により政令で定める市においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第2条において豊田市、大阪市及び北九州市が規定されている。</p> <p>(法第7条以外)</p> <p>原則として都道府県の権限に属する事務であるが、法第19条の規定により政令で定める市においては当該市の長が行うこととされ、同法施行令第4条において指定都市、中核市、尼崎市、呉市、大牟田市及び佐世保市が規定されている。</p>

(都における事務処理の状況)

・区部の保管事業場数: 7, 176事業場(平成19年3月末日現在)

・平成18年度の区部における届出実績数

届出内容	届出根拠	届出件数
保管状況届	法第8条	6, 173件
承継届	法第12条	17件
変更届	規則第6条	396件

・平成19年度の区部における立入検査の実績: 196件(4月～12月)

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

78 救援の実施などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 救援の実施などに関する事務											
(1) 救援の実施などに関する事務	都内において武力攻撃事態（外国からの武力攻撃が発生した事態）や緊急対処事態（大規模なテロ等が発生した事態）に至った際には、都及び被災した区市町村等は国民保護法に基づき、住民の避難や被災した住民への救援の実施など各種国民保護措置を実施することとなる。この国民保護措置は、国からの指示に基づき実施する第1号法定受託事務であり、都と区市町村の役割分担が明確に規定されている。	区	△							<p>○武力攻撃事態等の際に、避難住民の救援等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。現行の役割分担を踏まえ、都区が連携して対応できるようにすべきである。</p>	都・区
		都	○	○			○			<p>○当該事務は、国民保護法第184条（大都市の特例）の規定により、指定都市又は指定都市の長が処理するものとされており、現在の特別区は、同法第185条の規定により、市とみなされている。</p> <p>○当該事務は、武力攻撃事態や緊急対処事態発生の際の、被災した住民への救援の実施などの国民保護措置であり、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理することが求められる。</p> <p>○また、当該事務の実施にあたっては、都道府県に留保されている（指定都市にも移譲がされていない）避難の指示や武力攻撃災害への対処などと一体的に東京都が実施することにより、非常事態時における一元的な対応が可能になる。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 78 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	救援の実施などに関する事務	< 考え方 >
	担当	総務局	○当該事務は、国民保護法第184条（大都市の特例）の規定により、指定都市又は指定都市の長が処理するものとされており、現在の特別区は、同法第185条の規定により、市とみなされている。
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○当該事務は、武力攻撃事態や緊急対処事態発生の際の、被災した住民への救援の実施などの国民保護措置であり、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理することが求められる。
	チェック	理由 各区市町村や国との調整も必要な事務であり、地域ごとに取り組むというよりは、都全域において広域的な対応が必要な業務である。	
	<input type="radio"/>		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 的確かつ迅速な救援の実施などの対応が求められるため、事業効果や事業効率の点からも東京都が都全域において実施すべきである。	
<input type="radio"/>			
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		○また、当該事務の実施にあたっては、都道府県に留保されている（指定都市にも移譲がされていない）避難の指示や武力攻撃災害への対処などと一体的に東京都が実施することにより、非常事態時における一元的な対応が可能になる。
	チェック	理由	
	<input type="checkbox"/>		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
<input type="checkbox"/>			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。
	チェック	理由 緊急時等において、都民生活や都民経済への影響を最小とするためには、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理を一体的に行う必要がある。	
	<input type="radio"/>		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
<input type="checkbox"/>			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

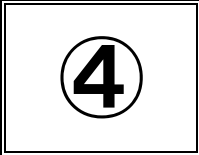
〔区〕

④

大区分 78 中区分 1 小区分 (1)

事業名		救援の実施などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○外国からの武力攻撃や大規模なテロ等が発生した場合に、国からの救援の指示を受けたときは、国民の保護に関する計画に定めるところにより、避難住民等の救援の実施や救援に必要な物資の売渡しの要請などを行う国から都道府県への第1号法定受託事務であり、指定都市に移譲されている事務である。「都道府県知事は、救援を迅速に行う必要がある場合には、その事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。」（国民保護法第76条）とされており、都区間においては、あらかじめ調整した役割分担に基づきそれぞれが国民の保護に関する計画を定めているところであり、引き続き緊密な連携を図りながら、避難・被災住民の救援に当たることが必要である。</p>
担当局		総務局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	都区間においてあらかじめ調整した役割分担に基づき、緊密な連携を図りながら、避難・被災住民の救援に当たることが必要である。		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 都 区 保 </div>

検討対象事務の内容



大区分 78 中区分 1 小区分 (1)

事業名	救援の実施などに関する事務	
担当	総務局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>都内において武力攻撃事態(外国からの武力攻撃が発生した事態)や緊急対処事態(大規模なテロ等が発生した事態)に至った際には、都及び被災した区市町村等は国民保護法に基づき、住民の避難や被災した住民への救援の実施など各種国民保護措置を実施することとなる。この国民保護措置は、国からの指示に基づき実施する第1号法定受託事務であり、都と区市町村の役割分担が明確に規定されている。</p>	(都における事務処理の状況)
	<p>(主な事務内容)</p> <p>事態発生の際、都及び区市町村が実施することとなる各種国民保護措置は、国民保護法により明確に役割分担が規定されている。以下に例示する措置については、本来は都の役割とされているものであるが、指定都市においては、国民保護法第184条(大都市の特例)に基づき、指定都市又は指定都市の長が処理するものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援の実施(75条関係)－避難住民等に対する、収容施設の供与、食品・飲料水・生活必需品等の供給、医療の提供等 ○特定物資の売渡しの要請等(81条関係)－業者が取り扱う救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具等)の売り渡し要請、収用、保管命令 ○土地等の使用(82条関係)－収容施設または医療施設用の土地家屋等の使用 ○医療の実施の要請等(85条関係)－医師、看護師、医療機関に対する医療の実施の要請及び指示 ○避難施設の指定等(148、149条関係)－避難施設の指定及び廃止・変更 ○赤十字標章等の交付(157条関係)－医療機関、医療関係者等を識別させるための赤十字標章等の交付・使用許可等 ○損失補償等(159条関係)－医療関係者に対する実費の弁償 ○損害補償(160条関係)－医療関係者等に対する損害の賠償 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>なし</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：(有・無)</p>	
	<p>(その他)</p> <p>特になし</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務											
		区								<p>○構造改革特別区域内において、民間事業者による特別養護老人ホームの設置について認可等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-9 老人福祉に関する事務」における特別養護老人ホームの設置認可等の事務と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
(1) 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務	構造改革特別区域法により、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置者からの施設設置認可申請に対し、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。	都								<p>○④-9-1-(2) 「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」に密接に関連する事務である。</p> <p>○「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」については、先の幹事会で区へ移管する方向で検討する事務として整理した。</p> <p>よって、当該事務については区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 83 中区分 1 小区分 (1)

事業名 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務
 担当 福祉保健局

事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >
 ○④-9-1-(2) 「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」に密接に関連する事務である。
 ○「老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務」については、先の幹事会で区へ移管する方向で検討する事務として整理した。
 よって、当該事務については区へ移管する方向で検討する。

総合評価		
都	④区	保

検討対象事務評価個票

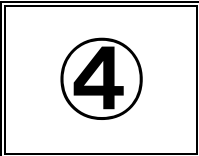
〔区〕

④

大区分 83 中区分 1 小区分 (1)

事業名		構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○構造改革特別区区域内において、民間事業者による特別養護老人ホームの設置について認可等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-9 老人福祉に関する事務」における特別養護老人ホームの設置認可等の事務と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要であるが、事務処理特例制度による移譲も含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○事業者がPFI法に基づく選定事業者である法人に限られていることなどから、平成14年度に提案が採用されて以降、全国的に適用実績はない。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
			総合評価	
			都 ④ 保	

検討対象事務の内容



大区分 83 中区分 1 小区分 (1)

事業名	構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務	
担当局	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>構造改革特別区域法(以下「法」という。)により、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置者からの施設設置認可申請に対し、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・これまでに、構造改革特別区域法に基づき、事業者により設置された特別養護老人ホームはない。また、東京都には、標記事務に関する構造改革特区はない。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・特養不足区域における事業者による特別養護老人ホーム設置の認可など(法第30条、法施行規則第4条)</p>	<p>[参考]</p> <p>・区部の特別養護老人ホーム施設数 384施設(平成20年1月1日現在)</p> <p>・平成19年度の区部の開設許可実績 9件数(平成20年1月1日現在)</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関して、事務処理特例条例等に基づき都区の事務配分は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>・構造改革特別区域法第30条、同施行規則第4条において、都道府県のほか指定都市または中核市が処理する事務とされている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

84 一級河川の管理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 一級河川の管理などに関する事務											
(1)一級河川の管理などに関する事務	河川法に基づく、一級河川（指定区間内）・二級河川の管理	区	△							<p>○国が指定した一級河川及び二級河川に係る整備計画の策定や河川管理等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。河川管理の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要があるが、既に一部の事務については事務処理特例により区に移譲されており、都による管理により行わなければならないものを除き、特別区に移譲する方向で検討すべきである。地域の実情を踏まえた迅速でより効率的な整備や管理が行えるようになることが期待できる。</p>	都・区
		都	○				○			<p>【河川整備計画】 ○国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系に係わる一級河川（河川法第4条）、公共の利害に重要な関係がある二級河川（河川法第5条）の整備計画の策定については、その流域全体に影響を及ぼすことから、都に残す方向で検討する。</p> <p>【河川工事、河川管理・維持修繕等】 ○現在、事務処理特例条例により、事務の一部を特別区が行っているが、事項により管理主体が都と区に分かれ、役割が不明確になっていることから、河川ごとに都又は区が一元的に管理することが望ましい。</p> <p>①河川工事 流域全体の治水安全度を向上させる必要があり、事業の効果・影響が広域に及ぶ河川の工事については都に残す方向で検討する。</p> <p>②河川管理・維持修繕等 治水上重要な河川については、広域性及び都市機能の維持の観点から都が実施することとし、その他の河川については、住民に身近な特別区が実施する方向で検討する。</p>	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 84 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	一級河川の管理などに関する事務	< 考え方 > 【河川整備計画】 ○国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系に係わる一級河川（河川法第4条）、公共の利害に重要な関係がある二級河川（河川法第5条）の整備計画の策定については、その流域全体に影響を及ぼすことから、都に残す方向で検討する。 【河川工事、河川管理・維持修繕等】 ○現在、事務処理特例条例により、事務の一部を特別区が行っているが、事項により管理主体が都と区に分かれ、役割が不明確になっていることから、河川ごとに都又は区が一元的に管理することが望ましい。 ①河川工事 流域全体の治水安全度を向上させる必要があり、事業の効果・影響が広域に及ぶ河川の工事については都に残す方向で検討する。 ②河川管理・維持修繕等 治水上重要な河川については、広域性及び都市機能の維持の観点から都が実施することとし、その他の河川については、住民に身近な特別区が実施する方向で検討する。
	担当	建設局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 河川整備計画の策定や、それに基づく河川工事については、事業の効果・影響が広域に及ぶため、都が広域的な立場から処理することが必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック			
○	理由 河川整備計画の策定や河川工事については、事業の効果・影響が都全体に及ぶため、同等の治水安全度、構造物の安全性を確保するためには、都が同一の基準・手法によって処理する必要がある。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック			
	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック			
	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 84 中区分 1 小区分 (1)

事業名	一級河川の管理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○国が指定した一級河川及び二級河川に係る整備計画の策定や河川管理等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。河川管理の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要があるが、既に一部の事務については事務処理特例により区に移譲されており、都による管理により行わなければならないものを除き、特別区に移譲する方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区に移譲することで、地域の実情を踏まえた迅速でより効率的な整備や管理が行えることが期待できる。</p> <p>○広域的な対応が必要な事項の調整等に関する都区間の具体的な役割分担や特別区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局	建設局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	△	河川管理の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要がある。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; font-size: 24px;">都</td> <td style="width: 33%; font-size: 24px;">区</td> <td style="width: 33%; font-size: 24px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容

大区分 84 中区分 1 小区分 (1)

4

事業名	一級河川の管理などに関する事務
担当	建設局
事務内容	(事務の概要) 河川法(以下「法」という。)に基づく、一級河川(指定区間内)・二級河川の管理
	(主な事務内容) 1 一級河川(指定区間内)の管理 ・法第9条第5項に定める指定区間内の一級河川のうち、国土交通大臣が指定する区間の管理 2 二級河川の管理 ・法第10条第2項に定める二級河川のうち、指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理
	(主な河川管理の内容) ①河川整備計画の策定・変更 ②河川工事の施工 ③河川の維持修繕・維持管理 ④河川区域などの指定、流水占用、土地占用などの行為の許認可、監理・監督処分
の内	(特別区における事務処理の状況) 上記主な河川管理の内容の③と④の一部については、事務処理特例条例第2条の78の項に基づき、各特別区が実施している。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
内容	(その他) ・法9条5項により 一級河川の管理については、指定都市の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うことができる。 ・法10条2項により、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、指定都市の長が行う。

(都における事務処理の状況)																										
都管内には107河川、857.556kmの河川があり、うち特別区においては、各区長が特例条例により維持管理等をおこなっている。																										
東京都管内の河川の数及び延長(km)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大臣直轄管理</th> <th>知事管理</th> <th>区管理</th> <th>都管内計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川数</td> <td>9</td> <td>60</td> <td>33</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>一級河川延長</td> <td>131.32</td> <td>480.62</td> <td>149.946</td> <td>761.886</td> </tr> <tr> <td>二級河川数</td> <td></td> <td>2</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>二級河川延長</td> <td></td> <td>29.71</td> <td>65.96</td> <td>95.67</td> </tr> </tbody> </table>		大臣直轄管理	知事管理	区管理	都管内計	一級河川数	9	60	33	92	一級河川延長	131.32	480.62	149.946	761.886	二級河川数		2	13	15	二級河川延長		29.71	65.96	95.67
	大臣直轄管理	知事管理	区管理	都管内計																						
一級河川数	9	60	33	92																						
一級河川延長	131.32	480.62	149.946	761.886																						
二級河川数		2	13	15																						
二級河川延長		29.71	65.96	95.67																						
※綾瀬川等河川によっては管理者が複数であるため、河川の数是一部重複している。 ※特別区内であっても、隅田川等8河川及び一部の河川管理施設の管理等は都が行っている。																										
○占用許可数 (平成19年4月30日現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理内容</th> <th>処理件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事の承認</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>土地の占用許可</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>工作物の新築等の許可</td> <td>1,628</td> </tr> <tr> <td>流水占用</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,249</td> </tr> </tbody> </table>	処理内容	処理件数	河川工事の承認	2	土地の占用許可	610	工作物の新築等の許可	1,628	流水占用	9	計	2,249													
処理内容	処理件数																									
河川工事の承認	2																									
土地の占用許可	610																									
工作物の新築等の許可	1,628																									
流水占用	9																									
計	2,249																									
○監理・監督処分数(平成19年度)	1件																									
管理区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>管理区分</th> <th>国土交通大臣の行う管理</th> <th>都道府県知事の行う管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川(指定区間内)</td> <td>(河川法4条、9条) ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 ②河川台帳の調製及び保管 ③河川整備基本方針の制定・変更 ④特定水利使用の調整に関する処分及び権限行使 ⑤ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常洪水時の水利使用の調整に関する斡旋・調整 ⑥国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるもの施行 (河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水の流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示</td> <td>(河川法9条2項ほか) 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。) ①河川区域、河川保全区域及び河川予定地等の指定 ②河川整備計画の制定・変更 ③河川工事・河川の維持 ④流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ⑤河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</td> </tr> <tr> <td>区管理河川・区間</td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区長の行う管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①河川の維持修繕・維持管理 ②流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>(河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水の流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示</td> <td>(河川法10条ほか) 次に掲げる管理その他の全ての管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。) ①河川整備計画を制定・変更 ②河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ③特定水利使用(発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模)に関する処分 ④ダム、水門、開門、橋その他の工作物で治水土又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑤河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可</td> </tr> </tbody> </table>	管理区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	一級河川(指定区間内)	(河川法4条、9条) ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 ②河川台帳の調製及び保管 ③河川整備基本方針の制定・変更 ④特定水利使用の調整に関する処分及び権限行使 ⑤ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常洪水時の水利使用の調整に関する斡旋・調整 ⑥国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるもの施行 (河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水の流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	(河川法9条2項ほか) 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。) ①河川区域、河川保全区域及び河川予定地等の指定 ②河川整備計画の制定・変更 ③河川工事・河川の維持 ④流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ⑤河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	区管理河川・区間		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区長の行う管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①河川の維持修繕・維持管理 ②流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</td> </tr> </tbody> </table>	区長の行う管理	次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①河川の維持修繕・維持管理 ②流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	二級河川	(河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水の流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	(河川法10条ほか) 次に掲げる管理その他の全ての管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。) ①河川整備計画を制定・変更 ②河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ③特定水利使用(発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模)に関する処分 ④ダム、水門、開門、橋その他の工作物で治水土又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑤河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可											
管理区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理																								
一級河川(指定区間内)	(河川法4条、9条) ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 ②河川台帳の調製及び保管 ③河川整備基本方針の制定・変更 ④特定水利使用の調整に関する処分及び権限行使 ⑤ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常洪水時の水利使用の調整に関する斡旋・調整 ⑥国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるもの施行 (河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水の流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	(河川法9条2項ほか) 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。) ①河川区域、河川保全区域及び河川予定地等の指定 ②河川整備計画の制定・変更 ③河川工事・河川の維持 ④流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ⑤河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等																								
区管理河川・区間		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区長の行う管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①河川の維持修繕・維持管理 ②流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</td> </tr> </tbody> </table>	区長の行う管理	次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①河川の維持修繕・維持管理 ②流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等																						
区長の行う管理																										
次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①河川の維持修繕・維持管理 ②流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等 ③河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等																										
二級河川	(河川法79条の2) 洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水の流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	(河川法10条ほか) 次に掲げる管理その他の全ての管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。) ①河川整備計画を制定・変更 ②河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ③特定水利使用(発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模)に関する処分 ④ダム、水門、開門、橋その他の工作物で治水土又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑤河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可																								

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

86 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務											
(1) 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づき、特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務を行う。	区								<p>○国が指定した生活関連物資の価格調査や売渡しの指示等を行う事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○			○			<p>○当該事務については、緊急時等において、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理することが求められる。</p> <p>○当該事務を特別区に移管した場合、特別区が一定以上の規模になったとしても、同一の区の区域以外に事務所等が所在するか否かで都・区で所管が分かれることになり、緊急事態発生時には対応の遅れが懸念される。</p> <p>○また、価格の動向や需給の状況に関する調査は、ある程度大きな物資流通圏内で行う必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 86 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務		< 考え方 > ○当該事務については、緊急時等において、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理することが求められる。 ○当該事務を特別区に移管した場合、特別区が一定以上の規模になったとしても、同一の区の区域以外に事務所等が所在するか否かで都・区で所管が分かれることになり、緊急事態発生時には対応の遅れが懸念される。 ○また、価格の動向や需給の状況に関する調査は、ある程度大きな物資流通圏内で行う必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。
担当	生活文化スポーツ局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 各区市町村や国との調整も必要な事務であり、地域ごとに取り組むというよりは、都全域において広域的な対応が必要な業務である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 的確かつ迅速に調査を行うことが求められるため、事業効果や事業効率の点からも東京都が都全域において実施すべきである。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 緊急時等において、都民生活や都民経済への影響を最小とするためには、都全体として適切な態勢を整備し、的確かつ迅速に処理を一体的に行う必要がある。	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック			
	理由		
			総合評価
			<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 1.5em;"> 都 区 保 </div>

検討対象事務評価個票

〔区〕

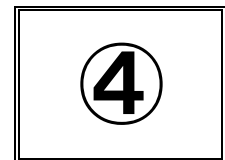
④

大区分 86 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

総合評価		
都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保

検討対象事務の内容



大区分 86 中区分 1 小区分 1

事業名	特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>通常時において行っていない。東京都国民保護計画において武力攻撃事態等に講ずる措置を策定。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査(法第3条) ・特定物資の生産、輸入又は販売の事業者に対する当該特定物資の売渡し指示(法第4条第1項) ・売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令(法第4条第2項) ・売渡し命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知(法第4条第4項及び第5項)) ・売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問(法第5条第1項) ・特定物資を保管している場所への立入検査及び関係者への質問(法第5条第2項) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第8条及び法施行令第2条により、政令指定都市に以下の事務が移管されている(国にも権限が留保されている。) <p>(法第3条、第4条第1項、第2項、第4項、第5項及び第5条第1項の規定に基づく事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定物資の生産、輸入又は販売の事業者を行う者(小売業を行う者を除く。)で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の指定都市の区域内のみに設置されているものに関するもの ・特定物資の小売業を行う者に関するもので、その事務所、事業場、店舗又は倉庫が指定都市の区域内に設置されているもの(法第5条第2項) ・特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所が指定都市の区域内にあるもの 		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

89 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務											
(1) 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、国による基本方針の策定及び変更に係る意見の申出、一般廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画の受理、産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の許可などに関する事務を行うほか、立入検査・行政処分などを行う。	区	△							<p>○一般廃棄物の処理施設設置者、産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者に係わる規制等に関する事務であり、指定都市、中核市等に移譲されている事務である。広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえた対応を考慮する必要があるが、区が行う清掃事業と合わせ、地域の実情に応じた廃棄物の適正な処理が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○					<p>○経済活動の広域化等に伴い、産業廃棄物の処理が都県境を越えて処理されるなど広域的に実施されていること、頻発する不法投棄に対し8都県市の連携による広域的な取り組みが進んでいることなどを踏まえると、産業廃棄物処理業や処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策は広域的に実施すべきである。</p> <p>○また、標記事務を特別区に移管した場合、特別区が一定以上の規模になったとしても、許認可事務の効率が低下し、区にとって多大の負担となるだけでなく、処理業者にとっても許可手続の事務負担が膨大なものとなることが懸念される。</p> <p>○さらに、産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の許可には専門的な知識や経験が必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 89 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務 担当 環境局	< 考え方 > ○経済活動の広域化等に伴い、産業廃棄物の処理が都県境を越えて処理されるなど広域的に実施されていること、頻発する不法投棄に対し8都県市の連携による広域的な取り組みが進んでいることなどを踏まえると、産業廃棄物処理業や処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策は広域的に実施すべきである。 ○また、標記事務を特別区に移管した場合、特別区が一定以上の規模になったとしても、許認可事務の効率が低下し、区にとって多大の負担となるだけでなく、処理業者にとっても許可手続の事務負担が膨大なものとなる懸念される。 ○さらに、産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の許可には専門的な知識や経験が必要である。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。						
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 産業廃棄物は広域的に処理されており、首都圏内で都県境を越えて処理される産業廃棄物は年間約850万トンのぼる。また、首都圏から北関東など他の地域に年間約260万トンのぼる。他方、不法投棄などの不適正処理は後を絶たない。八都県市などの連携を強化しつつ、都が広域的な立場から産業廃棄物対策等に取り組むことが必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 産業廃棄物処理業者は広域的に事業を実施しており、特別区に移管した場合には、各区ごとの許可が必要となる。このため、許認可事務の効率が低下するだけでなく、処理業者に対する的確な指導に支障が生じると考えられる。また、処理業者にとっても、許可手続の事務負担が膨大なものとなる。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 都は、産業廃棄物処理施設・一般廃棄物処理施設の許可を的確に行うため、専門的な知識・経験を有する係を置いている。また、悪質・巧妙化している産業廃棄物の不法投棄に対処するため、警視庁からの派遣職員を含めた産廃Gメンを組織している。特別区に移管した場合には、これらの専門性を持つ組織を確保することが困難となると考えられる。							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
評価		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 89 中区分 1 小区分 (1)

事業名	基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○一般廃棄物の処理施設設置者、産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者に係る規制等に関する事務であり、指定都市、中核市及び政令で定める市に移譲されている事務である。広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえた対応を考慮する必要があるが、区が行う清掃事業と合わせ、地域の実情に応じた廃棄物の適正な処理が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○産業廃棄物の取扱いについては、都道府県の区域にとられることなく処理されるため、不法投棄対策における不適正処理が生じた場合の対応や未然防止対策など、広域的な対応を考慮する必要がある。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○広域的な対応を要する事項についての都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>						
担当局	環境局								
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	△	産業廃棄物は、都道府県の区域にとられることなく処理されるため、不法投棄対策における不適正処理が生じた場合の対応や未然防止対策など、広域的な対応を考慮する必要がある。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
評	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
価	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">都</td> <td style="text-align: center; padding: 10px;">(区)</td> <td style="text-align: center; padding: 10px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	(区)	保
総合評価									
都	(区)	保							

検討対象事務の内容

4

大区分 89 中区分 1 小区分 (1)

事業名	基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務
担当	環境局
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、国による基本方針の策定及び変更に係る意見の申出、一般廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画の受理、産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の許可などに関する事務を行うほか、立入検査・行政処分などを行う。</p> <p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出(法第5条の2) 一般廃棄物処理施設の許可、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出の受理など(法第8条から第9条の7まで) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画の受理など(法第12条から第12条の2まで) 産業廃棄物管理票に関する報告書の受理など(法第12条の3から第12条の6まで) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業の許可など(法第14条から第14条の75) 産業廃棄物処理施設の許可など(法第15条から第15条の3まで) 環境大臣の権限に属する、廃棄物処理センターに係る事務の一部の実施(法第15条の16) 廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある区域の指定など(法第15条の17から第15条の19まで) 事業者等に対する立入検査、行政処分、行政代執行、事故に係る報告の受理など(法第18条から第20条、第21条の2、第23条の3、第23条の5)
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。 <p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p> <p>○平成12年の都区制度改革の際、これらの事務については、産業廃棄物行政の広域性などの観点から、区に移管しないこととした。</p> <p>○平成17年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正(平成18年4月1日施行)の際、産業廃棄物関係事務等は広域的な生活環境保全行政の要素が強くなっていることから、保健所設置市の長が一律に担うのではなく、政令で定める市の長が行うものと改められた。このため、平成19年4月の八王子市の保健所設置市移行時も、これらの事務は移管していない。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条の2の規定により、政令で定める市の長が行うこととされ、同法施行令第27条において、指定都市、中核市、尼崎市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長が規定されている。

(都における事務処理の状況)

一般廃棄物処理施設の許可・届出状況(平成19年4月現在)

	区市町村等設置施設(届出)	民間事業者設置施設(許可)
区部	36	28
多摩	62	20
島嶼	18	1
計	116	49

産業廃棄物処理業の許可状況(平成18年度末)

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	11,135	802
処分業	306	20
計	11,441	822

産業廃棄物処理施設の許可の状況(平成18年度末)

中間処理施設	355
最終処分場	3
計	358

行政処分の実施状況

	立入検査件数	行政処分(許可取消し)
許可業者	812	30
その他	151	0
計	963	30

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

③

法令に基づく事務

9 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務											
(1) 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。	区								<p>○特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言等を行う事務であり、法律上政令の指定により区市町村への移譲が可能とされている事務である。現在特別区が行っている「工事の届出」の事務と合わせて一連の事務を実施できるように、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、工事発注者の事務手続きの簡素化が図られるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都	○	○	○					<p>○当該事務の内容は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が適正に実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係ることである。</p> <p>○特定建設資材廃棄物は、産業廃棄物となるため、再資源化等の適正実施のための指導などは、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策と一体的に行うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

3

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	
担当	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 再資源化等が適正に実施されているかについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の面からも適切に判断する必要があるため、産業廃棄物に係る指導権限がある都が広域的な立場で処理することが必要な事務である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 再資源化等の適正実施のための指導などは、事業効果や事業効率の点から、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策を行う東京都が一体的に実施すべきである。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		
○	理由 工事発注者からの申告の措置及び受注者に対する助言又は勧告、命令、報告の徴収、立入検査などの事務については、専門的な知識を有する人材等を確保する必要がある。	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
		理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
		理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	
		理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック		
		理由

< 考え方 >						
○当該事務の内容は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が適正に実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係ることである。						
○特定建設資材廃棄物は、産業廃棄物となるため、再資源化等の適正実施のための指導などは、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施策と一体的に行うべきである。						
よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。						
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px; height: 40px; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 都 </div> </td> <td style="text-align: center; width: 30px; height: 40px; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 区 </div> </td> <td style="text-align: center; width: 30px; height: 40px; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保 </div> </td> </tr> </table>	総合評価			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 都 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 区 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保 </div>
総合評価						
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 都 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 区 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保 </div>				

検討対象事務評価個票

〔区〕

③

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務		<p style="text-align: center;">< 考え方 ></p> <p>○特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言等を行う事務であり、政令で定める市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、現在特別区が行っている一連の事務と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○現在、特別区は「工事の届出」の事務を行っており、「措置申告」以後の事務についても、区が実施することで、窓口の一元化が図られ、工事発注者の事務手続きの簡素化が図られるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>					
担当局	環境局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px 10px;">都</td> <td style="padding: 5px 10px;">③</td> <td style="padding: 5px 10px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	③	保
総合評価								
都	③	保						

検討対象事務の内容

3

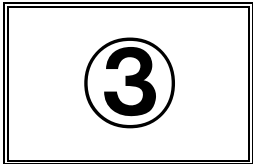
大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務
担当	環境局

事務内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。 <p>(主な事務内容)</p> <p>①対象建設工事の発注者が、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に行われなかったと認めるときに、発注者からの申告に応じ、適切な措置を講ずる事務を行う。(法第18条第2項)</p> <p>②対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な助言又は勧告を行う。(法第19条)</p> <p>③特定建設工事受注者が、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、必要があると認める時は、受注者に対し、必要な措置の命令を行う。(法第20条)</p> <p>④対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告を求める。(法第42条第2項)</p> <p>⑤特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために、対象建設工事現場又は受注者の営業所その他営業に係る場所へ立入検査を行う。(法第43条)</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める市の長による事務の処理 <p>標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第4項の規定により、同項で定める市(指定都市、中核市、尼崎市、呉市、大牟田市及び佐世保市)の長が行うこととされている。 (政令で定める市の範囲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条と同じ)</p>

(都における事務処理の状況)		
平成18年度の区部における実績		
内容	根拠	件数
①発注者からの措置申告	法第18条第2項	0
②助言又は勧告	法第19条	2
③命令	法第20条	0
④報告の徴収	法第42条第2項	0
⑤立入検査	法第43条	69

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

9 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2 対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務											
(1) 対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるように、①対象建設工事の届出及び通知の受理、②工事受注者などへの助言又は勧告、③工事受注者などへの命令、④工事受注者などに対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。	区								<p>○特定の建築資材について、その分別解体等の実施に関する助言等を行う事務であり、建築主事設置市の事務の一部が都に留保されているものである。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き事務を実施しており、面積規模や施設の種類等で権限を区分けする必然性はない。「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体の再資源化等の取組みとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一元化され、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○当該事務については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第3項の規定により、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものは都が、それ以外のは各特別区が処理している。</p> <p>○このため、当該事務については、②-1-1-(1)「延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の仕事」と密接に関連しており、一体で判断する必要がある。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

③

大区分 9 中区分 2 小区分 (1)

事業名	対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	
担当	都市整備局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
		理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
		理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		
	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		
○	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック		
○	理由 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条及び第11条並びに同法施行令第8条第3項の規定により、都の事務とされている。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック		
	理由	

< 考え方 >						
○当該事務については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第3項の規定により、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものは都が、それ以外のものは各特別区が処理している。						
○このため、当該事務については、②-1-1-(1)「延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務」と密接に関連しており、一体で判断する必要がある。						
よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">(都)</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			(都)	区	保
総合評価						
(都)	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

③

大区分 9 中区分 2 小区分 (1)

事業名	対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特定の建築資材について、その分別解体等の実施に関する助言等を行う事務であり、建築主事設置市の事務の一部が都に留保されているものである。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き事務を実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体の再資源化等の取組みとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一元化され、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p> <p>○建築確認事務との関係が深く、円滑に事務処理を行うために「②-1 延床 1 万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと連動すべきである。</p>					
担当局	都市整備局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">都</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">③</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	③	保
総合評価								
都	③	保						

検討対象事務の内容

3

大区分 9 中区分 2 小区分 (1)

事業名	対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務
担当	都市整備局
事 務 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるように、①対象建設工事の届出及び通知の受理、②工事受注者などへの助言又は勧告、③工事受注者などへの命令、④工事受注者などに対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①対象建設工事の届出及び通知の受理等 (法第10条、第11条) ・対象建設工事の発注者又は自主施工者からの届出及び国の機関等からの通知の受理等を行う。</p> <p>②工事受注者などへの助言又は勧告 (法第14条) ・対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者などに対し、必要な助言又は勧告を行う。</p> <p>③工事受注者などへの命令 (法第15条) ・対象建設工事受注者又は自主施工者が、分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、必要があると認めるときは、受注者などに対し、必要な措置をとることを命ずる。</p> <p>④工事受注者などに対する報告徴収 (法第42条第1項) ・対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告を求める。</p> <p>⑤工事現場等への立入検査に係る事務 (法第43条) ・特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するために、対象建設工事現場又は受注者の営業所その他営業に係る場所へ立入検査を行う。</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、特別区は、特別区の区域内において施工される対象建設工事のうち、建築基準法施行令第149条第1項各号に掲げる建築物(都の建築主事の確認対象となる建築物)等に関する対象建設工事に係る事務以外の事務を行っている。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
	<p>(その他)</p> <p>・政令で定める市の長による事務の処理 標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項の規定により、建築主事を置く市町村又は特別区の長が行うこととされている。 なお、第8条第3項の規定により、第1項の規定にかかわらず、建築主事を置く特別区の区域において施工される建設対象工事に係るもののうち、建築基準法施行令第149条第1項各号に掲げる建築物等に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。</p>

(都における事務処理の状況)

平成18年度の実績

内容	根拠	件数
①届出及び通知	法第10,11条	4,739
②助言又は勧告	法第14条	0
③命令	法第15条	0
④報告の徴収	法第42条第1項	40
⑤立入検査	法第43条	0

※法に基づかない任意の聞き取り調査・指導など 86件

【参考】

対象建設工事とは、80㎡以上の建築物の解体、500㎡以上の建築物の新築・増築、1億円以上の建築物のリフォーム等、500万円以上のその他工作物に関する工事(土木工事等)をいう。